条件付一般競争入札説明書（公用車の売払い）

１　売り払い物件の概要

トヨタ　ランドクルーザー（詳細は別紙のとおり）

２　入札参加申請の方法

(1) 入札参加を希望する方は、公告で定める期日までに、条件付一般競争入札参加申込書（様式第１号）及び添付書類を、持参又は簡易書留、特定記録郵便などの発送と受領が記録される方法により提出してください。

郵送の場合は受付期間内に必着のこと。その際、封筒には「公用車の売払いに係る入札参加申込書」と明記すること。

(2) 代理人による申し込みを行う場合は、委任状（様式第３号）及び代理人の身分証明書（運転免許証又はマイナンバーカード）の写しを必要書類に添えて申し込みを行うこと。なお、代理人は２人以上の者の代理をすること又は入札参加申込者本人となることはできません。

(3) 申込書に添付する書類は以下のとおり。

ア　個人の場合

(ｱ)　住民票

(ｲ)　印鑑登録証明書

(ｳ)　市・町税納税証明書

(ｴ)　誓約書（様式第２号）

イ　法人の場合

(ｱ)　全部事項証明書

(ｲ)　印鑑登録証明書

(ｳ)　市・町税納税証明書

(ｴ)　誓約書（様式第２号）

ウ　添付書類の有効期限

添付書類は発行後３ヶ月以内のものを有効とします。

(4) 入札参加資格の審査を行い、審査結果を公告で定める期日までに通知します。

(5) 入札参加資格を満たしていると認められた者が当該競争入札に参加することができます。

３　設計図書等の閲覧、設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等の閲覧

設計図書等は、企業団ホームページに掲載しますので、各自閲覧してください。

企業団事務所での閲覧、貸与は行いません。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書に対する質問がある場合には、質問書（様式第４号）を電子メール又はＦＡＸにより提出してください。回答は、企業団ホームページに掲載します。

４　売払の条件

(1) 落札者は令和８年９月 15 日（火）までに契約を締結すること。

(2) 売買代金は契約締結までに全額支払うこと。

(3) 売払物件の搬出は契約締結後、令和８年９月 30 日（水）までに行うこと。

(4) 入札は現物確認を行い、疑義がない状態で行うこと。売払い物品の登録は名義変更登録のうえ現状渡しとし、引渡し後の故障及び瑕疵について企業団では一切の責任を負わないものとする。また、運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る一切の費用は落札者の負担とする。

５　入札書等の提出

(1) 入札時の提出書類

入札参加者は、入札書（様式第５号）に必要事項を記入し、公告で定める日時、場所に提出してください。なお、一度提出した入札書は書換、引換又は撤回をすることはできません。

(2) 入札書の提出方法

入札書は、封筒に入れ、封印をして提出してください。

封筒には、「件名　公用車売り払い」と記入してください。

(3) 入札書の記載方法

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

イ　金額の頭部に余白が生じないよう「￥」を記入すること。

ウ　金額表示はアラビア数字を使用し、黒または青色のボールペン等、容易に訂正ができないもので記入すること。

６　入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効となります。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任のない代理人のした入札
(3) 記名押印を欠く入札
(4) 金額を訂正した入札
(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(6) 明らかに連合によると認められる入札
(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、２人以上の代理をした者の入札
(8) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
(9) 錯誤による入札
(10)修正可能な筆記具の使用による入札又は修正液等で訂正した入札
(11)企業団が指定した様式以外の入札書を使用した入札
(12)その他入札に関する条件に違反した入札

７　入札の辞退

参加申込書の提出後に入札を辞退する場合は、入札の執行前までに入札辞退書（様式第６号）を総務課契約管理係へ提出してください。郵送の場合は、入札日の前日までに総務課に到達させること。

８　入札回数

(1) 参加申込書の提出があり、入札参加を認められた者が１者以上いるときは、入札会を開催します。
(2) 入札回数は、１回です。

９　開札

開札は、公告で定める日時及び場所において行います。

10　開札の立会い等

開札の立会い及び傍聴はできません。

11　落札者の決定

開札後、無効とされない入札を行った者のうち、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

12　契約の締結

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

13　入札結果

入札結果は、企業団ホームページで公表します。

14　その他

この説明書のほか、公告内容、入札心得等を必ず熟読したうえで入札してください。
様式は、企業団ホームページからダウンロードしてください。

担当　総務課契約管理係
電話　0198-41-5315